

令和 2 年度

高浜町人事行政の運営等の公表

高浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 21 年高浜町条例第 4 号）第 5 条の規定に基づき、令和 2 年度高浜町人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

※ 一部、令和 3 年 4 月 1 日現在の状況を公表しています。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況

令和2年度及び令和3年4月1日現在の部門別職員数の状況は、次の表のとおりです。

区分		職員数		増減	主な増減理由
		令和2年度	令和3年度		
一般行政部門	議会	3	3	—	
	総務・企画	35	36	1	県への研修派遣職員の増
	税務	9	8	△1	異動による業務変更
	民生	47	47	—	
	衛生	17	21	4	新型コロナウイルス接種職員の増
	労働	—	—	—	
	農林水産	9	9	—	
	商工	8	7	△1	異動による業務変更
	土木	14	14	—	
	小計	142	145	3	
特別行政部門	教育	31	31	—	
	消防	—	—	—	
	小計	31	31	—	
公営企業部門	病院	3	3	—	
	水道	5	4	△1	上下水道包括民間委託による減
	下水道	6	4	△2	上下水道包括民間委託による減
	その他	8	8	—	
	小計	22	19	△3	
合計		195	195	—	

(2) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

令和3年4月1日現在の定員適正化計画の数値目標及び進捗状況は、次のとおりです。

区分	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
職員数	当初計画	201	204	205	202	199	199
	実績	199	201	205	199	195	195
増減数	当初計画	5	3	1	△3	△3	0
	実績	2	2	4	△6	△4	0

(3) 令和2年度職員採用候補者試験の実施状況

令和2年度の職員採用候補者試験の実施は、次のとおりです。

ア 試験日程等

種類	試験区分	公告日	申 込 受付期間	試験日			最終合格 発表日
				第1次試験	第2次試験	第3次試験	
新規採用	事 務	R2. 7. 1	R2. 7. 16 ～ R2. 8. 6	R2. 9. 20	R2. 10. 18	R2. 10. 31	R2. 11. 6
	保育士						
	保健師						
	管理栄養士						
	土 木						
	建 築						
社会人採用	事 務	R2. 12. 9	R2. 12. 10 ～ R3. 1. 6	R3. 1. 17	R3. 1. 31	—	R3. 2. 4
	保健師						
	社会福祉士						
	土 木						
	建 築						

イ 申込者数、受験者数、合格者数及び競争倍率

種類	試験区分	採用 予定数	申込 者数	1次試験		2次試験		3次試験		競争倍率
				受 験 者数	合 格 者数	受 験 者数	合 格 者数	受 験 者数	合 格 者数	
高校卒業程度	事務	3	6	5	5	5	3	3	3	1.67
	保育士	2	3	3	3	3	2	2	2	1.5
	保健師	1	1	1	1	1	1	1	1	1.0
	管理栄養士	1	5	5	5	4	2	2	1	5.0
	土木	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	建築	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	計	9	15	14	14	13	8	8	7	2.14

種類	試験区分	採用 予定数	申込者 数	1次試験		2次試験		競争倍 率
				受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
社会人採用	保健師	1	1	1	1	1	1	1.0
	社会福祉士	1	0	—	—	—	—	—
	土木	1	0	—	—	—	—	—
	建築	1	0	—	—	—	—	—
	計	4	1	1	1	1	1	1.0

2 職員の人事評価の状況

職員の人事評価は、公正に行われなければならない。任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとするされています。(法第23条)

人事評価は、能力主義及び成績主義を実現するための手段であり、各任命権者においては、こうした観点から、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価し、その結果を配置換えや昇給、昇格等の人事管理に活用することで、公務の能率的な運営を図っています。

本町では、「職員の人事評価に関する内規」(平成28年)「人事評価実施要領」(平成22年)に基づき次のとおり評定を行っています。

認定基準日	4月1日	10月1日
評定期間	前年10月1日～3月31日	4月1日～9月30日
評価(評語)	5区分(A・B・C・D・E)	

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

令和2年度の普通会計決算における人件費の状況は、次の表のとおりです。

区分	住民基本台帳人口 (R3.1.1現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	令和元年度 人件費率
令和元年度	人 10,223	千円 12,386,319	千円 312,391	千円 1,494,155	% 12.1	% 12.3

(注) 人件費には、特別職員に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況

令和2年度の普通会計決算における職員給与費の状況は、次の表のとおりです。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和2年度	人 173	千円 573,600	千円 74,341	千円 227,269	千円 875,210	千円 5,059

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員（一般行政職）の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

令和2年4月1日現在における職員（一般行政職）の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、次の表のとおりです。

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高浜町	40.3歳	290,600円	331,280円
福井県	42.3歳	325,278円	395,993円

(注) 給与月額は、給料月額に職員手当の額を加えたものです。

(4) 職員の初任給の状況

令和3年4月1日現在における職員の初任給の状況は、次の表のとおりです。

区分		高浜町	福井県	国
行政職	一般 大学卒	171,700円	188,700円	182,200円
	高校卒	150,600円	154,900円	150,600円

(5) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額の状況

令和3年4月1日現在における職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額の様子は、次の表のとおりです。

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般	大学卒	260,400 円	301,800 円	336,900 円
行政職	高校卒	227,400 円	253,600 円	295,800 円

※区分に該当する職員がない場合は前後の区分から換算したものとしています。

(6) 職員（一般行政職）の級別職員数の状況

令和3年4月1日現在における職員（一般行政職）の級別職員数の状況は、次の表のとおりです。

区 分	代表的な職名	職 員	構 成
1 級	主事、主事補	30人	24.4%
2 級	主事	20人	16.3%
3 級	主査	33人	26.8%
4 級	課長補佐	16人	13.0%
5 級	課長補佐	13人	10.6%
6 級	課長	11人	8.9%

(注)

- ・高浜町職員の給与に関する条例（平成18年高浜町条例第22号。以下「給与条例」という。）に基づく給料表の等級区分による職員数です。
- ・平成18年度から8級制を6級制に変更しています。
- ・平成23年度から職名が変更しています。

(7) 職員手当の状況（全会計）

ア 期末手当・勤勉手当

令和3年4月1日現在における期末手当・勤勉手当の様子は、次の表のとおりです。

高浜町	福 井 県	国
1人あたり平均支給額 (令和2年度) 1,281千円	1人当たりの平均支給額 (令和2年度) 1,645千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 特定幹部職員 期末手当 2.15月分 勤勉手当 2.30月分 特定幹部職員以外 2.55月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 特定幹部職員 期末手当 2.15月分 勤勉手当 2.30月分 特定幹部職員以外 2.55月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分

(加算措置の状況) 職政上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職政上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職政上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%
---	--	--

(注) 括弧内は再任用職員に係る支給割合です

イ 退職手当

令和2年4月1日現在における退職手当の状況は、次の表のとおりです。

高浜町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 13,598千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

令和3年4月1日現在における地域手当の状況は、次の表のとおりです。

支給実績(令和2年度決算)		471千円	
支給職員1人当たり平均支給額(令和元年度決算)		470,976円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度
大阪市	16%	1人	16%

エ 特殊勤務手当

令和3年4月1日現在における特殊勤務手当の状況は、次の表のとおりです。

支給実績（令和2年度決算）	125千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	21千円
職員全体に占める手当て支給職員の割合（令和2年度）	3.1%

オ 時間外勤務手当

令和3年4月1日現在における時間外勤務手当の状況は、次の表のとおりです。

令和2年度決算	支給総額	29,189千円
	職員1人当たり平均支給年額	289千円

カ その他の手当

令和3年4月1日現在におけるその他の手当の状況は、次の表のとおりです。

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額(令和元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・満22歳年度末までの子 10,000円 ※満16歳年度初めから満22歳 年度末までの子1人につき、 5,000円を加算 ・その他扶養親族 6,500円	同じ		17,974千円	242,890円
住居手当	世帯主である職員に支給 ・借家に係る16,000円を超える 家賃の額に応じて 最高 月額 28,000円	同じ		5,227千円	307,467円
通勤手当	通勤距離2km以上で距離に応 じて月額 2,000円から 31,600円	同じ		8,527千円	66,105円
宿日直 手当	宿日直勤務を行う職員に支給 1日 4,400円	同じ		4,308千円	43,955円
管理職 手 当	管理・監督の地位にある職員に 支給 ・総務課長、総合政策課長、産業振興 課長、建設整備課長、保健福祉課長、 防災安全課長、住民生活課長、税務課 長、上下水道課長、教育委員会事務局 長、議会事務局長 6級 51,900円 ・上記以外の課長 6級 41,600円 ・課長補佐、課長心得、所長 5級 29,600円 ・保育所長(内浦保育所除) 4級 29,600円 ・課長補佐及び保育所長 4級 22,000円 ・所長補佐 4級 18,500円	異	・分類される 職が異なる。	18,938千円	363,086円
管理職員 特別勤務 手当	管理・監督の地位にある職員が 週休日又は休日等に勤務した場合 に支給 (1勤務につき) ・3,000円～8,000円 (6時間を超える場合) 100分の150を乗じた額ただし、 1勤務につき12,000円を限度	異	・分類される 職が異なる。	216千円	11,342円

(8) 特別職の給料、報酬等の状況

令和3年4月1日現在における特別職の給料、報酬等の状況は、次の表のとおりです。

区分		給料月額等	
給料	町長	850,000円	
	副町長	670,000円	
	教育長	560,000円	
報酬	議長	300,000円	
	副議長	245,000円	
	議員	235,000円	
期末手当	町長 副町長 教育長	(令和2年度支給割合) 3.35月	
	議長 副議長 議員	(令和2年度支給割合) 3.15月	
退職手当		(算定方式)	(支給時期)
	町長	給料額×在職月数×0.45	任期毎
	副町長	給料額円×在職月数×0.27	任期毎
	教育長	給料額円×在職月数×0.18	任期毎

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等の状況

令和2年度の職員の勤務時間は、原則として次の表のとおりです。

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	午後零時から午後1時まで

(注) 公務の運営上の事情により異なる勤務形態の場合があります。

(2) 主な休暇及び休業制度の状況

令和2年度の職員の主な休暇、休業制度の状況は、次の表のとおりです。

区分	期間	取得状況
年次休暇	1年当たり20日	取得日数 平均10.9日
病気休暇	90日以内	取得者 8人
介護休暇	配偶者、父母、子等を介護する必要がある場合 連続する6月の期間内において必要と認める期間	取得者 0人
育児休業	最長で子が3歳に達するまでの期間	取得者 11人

- (注) 1 職員の休暇等については、高浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年高浜町条例第13号）及び高浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成6年高浜町規則第11号）で定められています。
- 2 年次休暇及び夏季休暇については、1年単位で付与されるため、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの取得状況を記載しています。
- 3 病気休暇、介護休暇及び育児休業の取得者は、令和元年度中に休暇等を開始した者の人数を記載しています。

5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

令和2年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

降任	免職	休職	降格降給	合計
0人	0人	2人	0人	2人

- (注) 1 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことをいいます。
2 令和元年度中に分限処分を受けた職員数を記載してあります。

(2) 懲戒処分の状況

令和2年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

戒告	減給	停職	免職
0人	0人	0人	0人

- (注) 1 懲戒処分とは、職務上の義務違反等公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことをいいます。
2 令和元年度中に懲戒処分を受けた職員数を記載してあります。

6 職員の服務の状況

職員の服務については、その根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第30条）。

さらに、次に掲げる義務、禁止及び制限事項が定められています。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- (2) 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- (3) 秘密を守る義務（法第34条）
- (4) 職務に専念する義務（法第35条）
- (5) 政治的行為の制限（法第36条）
- (6) 争議行為等の禁止（法第37条）
- (7) 営利企業等の従事制限（法第38条）

服務規律確保の取組みの状況

服務規律の確保については、会議及び研修の機会を通じて、又は選挙前、年末年始等の機会を捉えて、通知文等により職員に周知徹底を図っています。

7 職員の退職管理の状況

平成28年4月1日に施行された改正地方公務員法及び高浜町職員の退職管理に関する規則（平成28年高浜町規則第11号）に基づき、再就職者による職員の働きかけの規制を行っています。

なお、これらの規制等は、施行日以前に退職した元職員にも適用されます。

〈職員への働きかけの規制〉

再就職した元職員による現職職員への働きかけ（再就職先と町との間の契約、処分等に関する要求や依頼）は、退職後2年間禁止されています。（法第38条の2）

なお、規制対象及び禁止行為は下表のとおりです。

規制対象	禁止行為
全ての再就職者	離職前5年間の職務に関する働きかけ
課長級又は会計管理者の職に就いていた再就職者	離職前5年より前に課長級又は会計管理者の職に就いていたときの職務に関する働きかけ

8 職員の研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために研修を受ける機会が与えられなければならないとされています。令和2年度の職員の研修の状況は、次のとおりです。

区分	研修名	研修期間(日)	受講者数(人)	
委託研修	新規採用職員研修(前期)	4	6	
	新規採用職員研修(中期)	2	7	
	新規採用職員研修(後期)	3	7	
	新規採用職員研修(保育士)	3	0	
	ステップ1研修(25歳)	2	5	
	ステップ2研修(30歳)	2	4	
	ステップ3研修(35歳)	2	0	
	ステップ4研修(40歳)	2	3	
	課長補佐研修	2	4	
	新任管理職研修	1	0	
	課長級研修	1	2	
	パワーアップ研修	マネジメント力	1	0
		折衝・交渉力強化	1	0
地方公務員法		1	0	
クレーム対応		1	0	
地方公会計と財務諸表		1	0	
その他研修	児童虐待予防研修会	1	27	
	原子力災害対策研修	2	4	
	主任保育士研修	2	2	
	ツキノワグマ出没対策研修	1	1	
	法制執務	1	11	

人権指導者研修	1	19
新型コロナウイルス行政検査委託研修	1	1
保育士食育研修会	4	2
在宅医療・介護連携研修会	1	4
青年・女性人権問題研修会	1	8
全国隣保館職員東日本ブロック研修会	1	1
共済関係事務担当者研修会	1	1
食生活改善推進員研修会	3	21
原子力防災研修（原子力基礎研修）	1	2
SDGsカードゲーム研修	1	20
道路メンテナンス研修	1	2
保育所児童虐待防止取組推進研修会	1	4
人権啓発研修	1	2
動物愛護管理行政担当者研修会	1	1
社会教育指導者研修会	1	2
ハラスメント防止及び職場環境改善研修	1	50
住民基本台帳ネットワークシステム担当者研修	1	2
保健師研修会	1	1
保育所職員研修	5	13
新型コロナウイルスワクチン接種研修会	1	4
人事評価研修	1	55
法制執務研修	1	11

(注) 1 独自研修とは、高浜町で独自に実施した研修です。委託研修は福井県自治研修所に委託して実施した研修をいいます。その他研修とは上記以外の機関等が開催した研修です。

2 派遣研修とは、他の研修機関に職員を派遣して実施する研修をいいます。

3 自己啓発とは、自己啓発を図るための活動に対し支援を行う研修をいいます。

4 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大により、研修が数多く中止になるなどの特殊事情がありました。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理の状況

職員の健康の保持増進を目的とした各種健康診断等の厚生事業については、労働安全衛生法等に基づき実施しておりますが、令和2年度における実施状況は次のとおりです。

健康診断・検診名	受診者数	令和2年度決算額
定期健康診断	251人	3,334,078円
人間ドック	33人	

(2) 高浜町職員互助会事業の実績状況

職員の福祉向上と互助共済を目的とした事業については、職員による互助組織である「高浜町職員互助会」が主に実施することになってはいますが、令和2年度における実施状況は次のとおりです。

組織の名称	高浜町職員互助会		
組合員数	195人		
町補助金	—		
主な事業 (公費支出なし 職員の掛金で運営)	事業区分	事業内容	参加人数
	福利厚生	職員交流会 (新型コロナにより中止)	—
	互助給付	職員の慶弔、退職者餞別	18人

(3) 公務災害発生状況

職員が工作中や通勤途中でけがをしたり、仕事が原因で病気になったりしたときは、原則として公務災害として取り扱います。

令和2年度の公務災害発生状況は、次のとおりです。

町長部局	議会事務部局	教育委員会 事務部局	左記以外	計
0件	0件	0件	0件	0件

1 0 勤務条件に関する措置の要求状況

公平委員会において令和2年度に勤務条件に関する措置の要求として取り扱った事案はありません。

1 1 不利益処分に関する不服申立ての状況

公平委員会において令和2年度に不利益処分に関する不服申立てとして取り扱った事案はありません。